

託送供給約款の接続送電サービス料金の引下げについて

当社は、特定規模電気事業者等が当社の送配電ネットワークをご利用になる場合の接続送電サービス料金について、平成23年5月1日から料金を引下げることにしましたのでお知らせします。

これは、電源線に係る費用に関する省令(平成16年12月20日、経済産業省令第119号)に定める経過措置期間※が本年4月30日で終了することに伴い、これまで託送料金原価に算入されていた電源線に係る費用の一部が除外されることから、料金が引下げられるものです。

なお、当社は、今回の料金引下げについて、平成23年3月22日、経済産業大臣へ申請を行い、本日、承認を受けています。

※ 省令により、電源線(発電所から最初の変電所までの送電線等)に係る費用は原則として電源設置者の全額負担となったが、即時全額負担に移行する場合、既に電源設置を計画している事業者の費用負担への影響が大きいため、その影響を緩和するために設けられていた移行期間(平成17年4月1日～平成23年4月30日)。

【接続送電サービス料金引下げの概要】

1. 接続送電サービス料金の電力量料金の引下げ				
(1) 標準接続送電サービス料金				
		変更後	現行	現行との差
高圧	1キロワット時につき	2円71銭	2円73銭	▲2銭
特別高圧		1円09銭	1円10銭	▲1銭
(2) 時間帯別接続送電サービス料金				
		変更後	現行	現行との差
高圧	1キロワット時につき	昼間時間	3円10銭	▲2銭
		夜間時間	2円21銭	▲2銭
特別高圧		昼間時間	1円16銭	▲1銭
		夜間時間	1円01銭	▲1銭
2. 実施時期				
平成23年5月1日から適用				

以上

関連情報

[電力の小売自由化](#)